

令和元年度 第5回加東市水道事業及び下水道事業運営審議会 次第

日時：令和2年3月23日（月）午後2時00分～

場所：加東市役所 3階 302会議室

1. 開 会

2. 協議・報告事項

(1) 答申書（最終案）について

《資料1》 適正な水道料金・下水道使用料について（答申案）

(2) 経営比較分析表について

《資料2》 経営比較分析表（平成30年度決算）

(3) 各事業の進捗について

《資料3》 統合浄水場整備事業の進捗について

《資料4》 下水処理場統合整備事業の進捗について

3. 質疑応答

4. その他

(1) 意見書について

《別紙》 提出期限：令和2年4月6日（月）

(2) 令和2年度の審議会について

議題：「加東市都市計画下水道事業受益者負担金及び生活排水処理事業分担金の制度について」

※審議会は3回の開催を予定

5. 閉 会

加東市水道事業及び下水道事業運営審議会 委員名簿

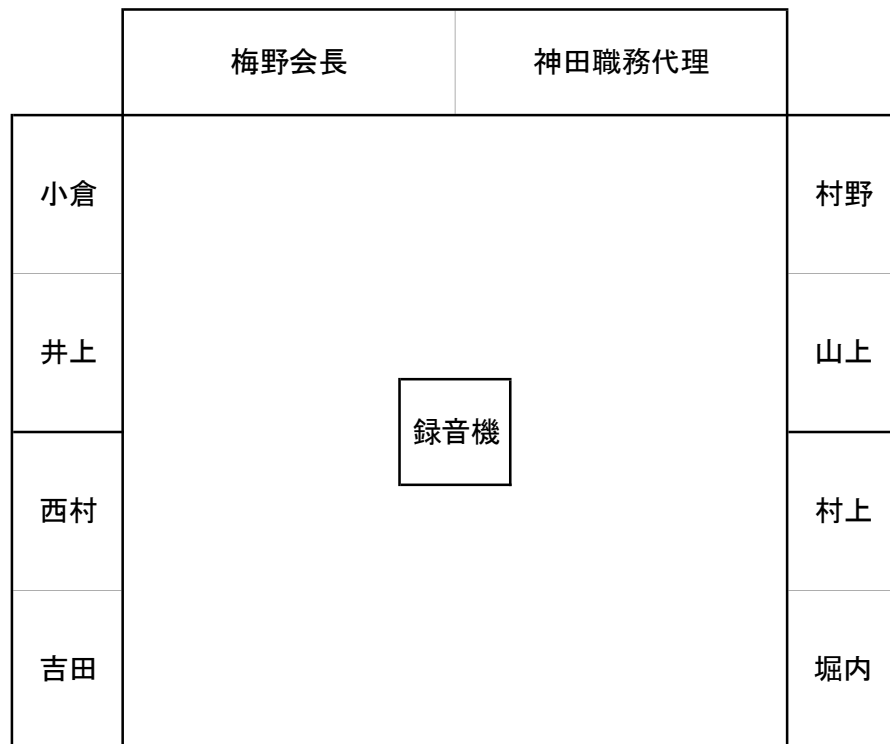
審議会役職	区 分	所 属 等	氏 名
会長	第3条第2項1号 (学識経験を 有する者)	大阪商業大学 総合経営学部教授	梅 野 巨 利
		近畿税理士会 社支部	小 倉 康
会長職務代理者		近畿税理士会 社支部	神 田 耕 司
	第3条第2項2号 (関係団体か ら推薦された 者)	加東市消費者協会	井 上 益 子
		加東市区長会	西 村 昭 三
		加東市商工会	吉田伊佐見
	第3条第2項3号 (一般公募に よる市民)	一般公募	村野ひろみ
		一般公募	山 上 実 佳
	第3条第2項4号 (その他市長 が必要と認め る者)	加東市まちづくり推進市民会議 委員	村上加奈子
		加東市総務財政部長	堀 内 千 稔

※区分単位で氏名50音順（市職員選出委員を除く）、敬称略

市・出席者名簿

所属・役職	氏 名
技 監	岸 本 至 泰
上下水道部・部長	大 畑 敏 之
上下水道部管理課・課長	岩 崎 吉 泰
上下水道部工務課・課長	安 則 宏 幸
上下水道部管理課・副課長	阿 江 英 俊
上下水道部工務課・副課長	西 角 昌 記
上下水道部管理課・係長	北 島 恭 子
上下水道部管理課・主事	森 脇 茜

令和元年度 第5回加東市水道事業及び下水道事業運営審議会 配席(302)



岸本技監	大畑部長	管理課 岩崎 課長	工務課 安則 課長
------	------	-----------------	-----------------

管理課 北島 係長	管理課 阿江 副課長	工務課 西角 副課長	管理課 森脇 主事
-----------------	------------------	------------------	-----------------

傍聴席 5人

出入口

受付

案

資料 1

令和 2 年 X 月 XX 日

加東市長 安 田 正 義 様

加東市水道事業及び下水道事業運営審議会
会長 梅野 巨利

適正な水道料金・下水道使用料について（答申）

令和元年 7 月 2 9 日付け諮問第 4 号で諮問のあった標記のことについて、慎重に審議を行った結果、本審議会として意見を集約したので、別紙のとおり答申します。

なお、今後の上下水道事業の経営にあたり、本審議会として審議の過程における意見を「附帯意見」としてまとめたので、このことも踏まえ、今後の上下水道事業の持続性の確保に向けて、より一層の経営努力をされるよう申し添えます。

記

- 1 適正な水道料金について
- 2 適正な下水道使用料について

適正な水道料金・下水道使用料について

答 申 書（案）

令和2年×月××日

加東市水道事業及び下水道事業運営審議会

目 次

はじめに	1
1 適正な水道料金について	2
1-1. 水道事業の現状と課題	2
1-2. 水道料金の基本的な考え方	2
1-3. 水道事業の経営状況（見通し）	2
1-4. 水道料金の改定案	3
1-5. 水道料金の体系（設定方針）	4
1-6. 附帯意見	4
2 適正な下水道使用料について	5
2-1. 下水道事業の課題と対応策について	5
2-2. 下水道使用料の基本的な考え方	5
2-3. 下水道事業の経営状況（見通し）	6
2-4. 附帯意見	7
おわりに	8
加東市水道事業及び下水道事業運営審議会 審議経過	9
加東市水道事業及び下水道事業運営審議会 委員名簿	10

はじめに

上下水道事業は、安全・安心な水の安定供給、生活環境の改善、公共用水域の水質保全など、市民生活に欠かすことのできない重要な役割を果たすものである。

加東市の水道事業は、3町合併後の人件費削減効果と県営水道受水費の値下げ等での利益確保分を市民に還元するとして、平成21年度と平成24年度に水道料金改定による引下げを行った。そして、これ以降は、消費税増税に伴う2度の料金改定を除き、実質的な料金改定は実施しておらず、水道施設運転管理及び会計等事務業務などの民間委託による業務改善、浄水場を廃止するダウンサイジングによる施設の合理化など、徹底した経費削減を行うことで現行料金による健全経営を維持してきた。

しかし、近年の水道事業を取り巻く環境は、人口減少社会や節水機器の普及等により料金収入が減少する一方、老朽化する施設等の更新時期の到来による将来的な財源不足が懸念されるなど、極めて厳しい状況が見込まれる。

そこで、持続可能な水道事業経営を行っていくためには、厳しい経営環境の中でも、施設等の老朽化や耐震化のための更新費用を総収益で賄えることが前提条件となることから、水道事業収益の根幹である水道料金については、適正な料金水準及び料金体系を検討しなければならない。

下水道事業は、3町合併時の新市への事業引継ぎ時点において、50%にも満たない汚水処理費の経費回収率を改善するため、平成21年度と平成24年度に下水道使用料を改定し、段階的に引上げを行った。そして、これ以降は、消費税増税に伴う2度の使用料改定を除き、実質的な使用料改定は実施していない。

このような中、下水道の普及拡大に向けて集中的に整備してきたことにより、経営を圧迫していた資本費（減価償却費と企業債支払利息）は、毎年度の決算では着実に減少し、また、未普及地域の解消や接続率の向上に伴って、平成30年度末時点での汚水処理費の経費回収率は92.3%に達しており、確実に経営改善が図られている状況にある。

しかし、複数ある処理場施設の更新需要の拡大が今後予測される中、使用料収入で汚水処理費を賄えていない状況は依然として継続しており、また、累積赤字の解消には30年以上の期間を要する見込みである。さらには、水道事業で先述したとおり、今後の水需要は減少する見込みであることから、下水道事業においても有収水量が減少し、これに伴い、使用料収入も減少に転じることが見込まれている。

そこで、持続可能な下水道事業経営を行っていくためには、水道事業と同様に本格的な維持管理に向けて対応する必要があることから、下水道事業においても、適正な使用料水準及び使用料体系を検討しなければならない。

以上を踏まえて、本審議会では、適正な水道料金及び下水道使用料について、関係資料を十分に検討し、慎重に審議を重ねた結果、一定の結論を得たので、次のように答申する。

1 適正な水道料金について

1-1. 水道事業の現状と課題

一般家庭における本市の水需要は、加東市統計調査による人口動態や過去5年の水需要の分析結果から、単身世帯や外国人転入者の増加によりやや増加している。

料金収入は、基本料金部分では若干伸びているものの、口径区分ごとに逓増制を採用する従量料金部分では、多くの水を使用していないため、逆に減少する傾向にある。

結果として、上記の状況が作用し、近年の決算における料金収入は微増しているが、この傾向は一過性のものと思われることから、今後、本市人口ビジョンに基づく人口減少予測による水需要の減少に伴って、給水収益の減少も見込まれる。

これからの水道事業は、収益面での厳しさが予測される中、水道施設等の老朽化及び耐震化への対策が急務であり、今後、改築等、更新需要がさらに拡大する見通しであるため、収益を確保する必要があり、その方策として、適正な水道料金を検討しなければならない。

1-2. 水道料金の基本的な考え方

水道料金は「公正妥当なものでなければならず、かつ、能率的な経営の下における適正な原価を基礎とし、地方公営企業の健全な運営を確保することができるものでなければならぬ」（地方公営企業法第21条第2項）とされている。

また、料金が「定率又は定額をもって明確に定められていること」、「特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと」等（水道法第14条第2項各号）が、供給規定に定めるべき条件として求められている。

このほか、総務省、厚生労働省は、給水サービス水準の維持向上及び施設実体の維持のために、事業内に再投資されるべき額として、資産維持費（対象資産に標準3%の資産維持率を乗じた範囲内）を総括原価に含める必要があるとしている。

1-3. 水道事業の経営状況（見通し）

この先10年間（中期）の財政計画を示した経営戦略では、黒字経営を継続できる見通しではあるが、事業の持続性を確保するため、長期的に将来（更新需要及び財政収支の見通し）を見据えておく必要がある。

水道事業の決算では、収益的収支（営業活動にかかる収支）は、事業収益が事業費用を上回っており、平成30年度当年度純損益は2億4,714万1千円の黒字となっている。

また、経営戦略の計画期間（平成30年度から令和10年度まで）では、収支均衡を維持できる見通しである。

しかし、財政計画50年間での長期的な視野に立った場合では、令和19年度以降当年度純損益はマイナスとなり、令和26年度には資金残高もマイナスが見込まれるため、事業の持続性が危ぶまれる。

1-4. 水道料金の改定案

・料金改定

収支均衡を将来に渡り維持するためには、前述の1-3で示す財政計画50年間の長期的視野に立って見通すと、水道料金の引き上げは避けられない。

・料金改定率

収支均衡を将来に渡り維持する料金改定率は、給水収益に対する資金残高の水準や企業債残高に気を配りつつ、期間的負担の公平に配慮した企業債充当率の設定により、資金ショートや当年度純損失の発生時期を確認する必要がある。

また、将来シミュレーションは、必要な更新投資を行った上で財政収支を均衡するものとして、複数パターンが想定される。これにより、確認した将来シミュレーション結果に基づき、利用者の負担を急激に増大させないように配慮する必要があるため、令和6年度に料金改定を実施することが適当であると考ええる。

令和6年度に料金改定を実施する理由としては、以下の3点が挙げられる。

- 1 令和2年度から5年度にかけてアセットマネジメントを実施予定であることから、現状よりもより正確な更新計画を見込むことが可能となるため、今後に維持すべき財源の見通しの質が向上する点
- 2 平成21年度と平成24年度の料金改定で引下げを2度実施しているため、令和2年度に料金改定で引上げを実施すると、12年間のうちに3度も改定することになり、料金が頻繁に上下することは、水道利用者にとって望ましくない点
- 3 令和10年度までの経営戦略の計画期間内の収支は均衡しており、喫緊に料金改定を行う必要性に乏しい点

上記を踏まえた財政計画50年間の料金改定率は、世代間負担の公平性に配慮して、料金負担を相対的に小さくする必要があるため、令和6年度の改定率を5%とし、これ以降は、令和18年度に改定率16%、令和30年度に改定率17%とする12年サイクルの改定パターンが、収支均衡を将来にわたり維持する将来シミュレーションの中でも適当であると考ええる。

また、5%の料金改定にあたり、料金算定期間（令和6年度から令和9年度まで）の資産維持費は、約1.15%の資産維持率で算定していることから、期間的負担の公平性に配慮したものとなっており、本審議会で検討した投資・財政計画に対する料金水準については、一定の妥当性があると評価する。

したがって、令和6年度の料金改定5%の引き上げは、水道利用者への過度の負担を避けるという利用者の公平性と料金の安定性という二つのバランスが図られた水道事業を持続可能なものとするものであると考える。ただし、今後の経営状況や、アセットマネジメントの実施結果等によっては、改定率等を修正する余地があることに留意が必要である。

1-5. 水道料金の体系（設定方針）

料金改定率5%の引き上げを前提に令和6年度に改定するものとして、「水道料金算定要領」、「水道料金改定業務の手引き」に基づく料金体系で算定すると、水道利用者の大部分を占める口径13mm、20mmの利用者の負担が増大し、口径25mm以上については料金引下げとなる。しかし、口径20mm以下の利用者区分が過度の負担とならないよう配慮し、基本料金と従量料金を設定する必要がある。

上記を踏まえた新料金体系は、現行料金体系と比べて、基本料金は、口径20mm以下の利用者区分を6%引き上げ、これら以外の口径区分を現行料金体系のまま維持し、従量料金の単価は、一律3%引き上げることが適当であると考ええる。

1-6. 附帯意見

長期的な視野に立って検討した結果、事業の持続性が危ぶまれることから、水道料金引上げの方向はやむを得ないものと考ええる。その上で、令和6年度の料金改定率を5%に設定し、段階的な料金改定により急激な負担増加を避けるため、料金改定率の抑制に努めようとすることは、本審議会として評価するものである。ただし、50年先の事業経営の先行きは不透明で未知数な部分が多く、料金改定による引上げは、単身世帯等の水道少量利用者への影響も懸念されるため、以下の点について意見を附す。

1 定期的な水道料金の見直しについて

期間的負担の公平に配慮しつつ、大幅な料金改定とならないよう社会経済情勢や水道事業の健全経営の観点から踏まえ、本市水道ビジョンに基づき、引き続き4年ごとに適正な料金見直しの検討に努められたい。

2 投資財源の確保について

企業債の発行抑制については、自己資金の確保状況も踏まえ、継続検討することとし、国庫補助金など、その他の財源確保策の検討に努められたい。

3 健全経営の取組みについて

これまで取り組んできた経費の削減努力は評価するものであるが、近隣市町との広域連携のほか、さらなる民間活力の利用、第三者委託による官民連携の検討など、今後も経費の削減や収益の確保について検討し、水道事業の健全経営が維持できるよう、引き続き努められたい。

4 計画的な施設等の更新について

施設等の老朽化が進むにつれて、これに対処し、事業運営を効率化するため、アセットマネジメントの導入を図っていく必要がある。また、有収率の向上、水資源の有効利用のためにも、水道料金への影響を考慮しながら計画的な施設等の更新に努められたい。

5 住民への周知について

料金改定を行う場合は、利用者の理解が正しく得られるよう、水道事業に関する情報公開、広報活動の強化に努められたい。

以 上

2 適正な下水道使用料について

2-1. 下水道事業の課題と対応策について

・現状と将来に向けた課題

下水道施設の老朽化に伴う将来の改築更新需要の拡大が見込まれる中、12か所ある小規模な処理場施設の維持管理費が増大する。

使用料収入で汚水処理費が賄えていない状況にある一方、人口減少による使用料収入の減少など、経営管理への影響が懸念される。

一般会計からの多額の繰入金を投入しても下水道財政は赤字続きの状況である。さらに、累積している赤字の解消には30年以上の期間を要する見込みである。

・経営健全化に向けた方策

令和10年度までの10年間で本市が有する処理場施設12か所のうち、公共下水道以外の11か所を廃止し、公共下水道（流域関連公共と単独公共）に接続する下水処理場統合整備事業を推進しており、本事業を第一の目標に掲げて、経費削減を目指している。

併せて、より一層の経費削減に努めるとともに、将来の更新財源の確保や人口減少等による使用水量の減少を見据えた使用料体系の設定について、その考え方を継続して示していく必要があるため、引き続き、適正な使用料を検討しなければならない。

また、一般会計からの基準外繰入金（税金）での事業運営は、今後の市の財政にも影響を及ぼすため、独立採算制の原則（地方公営企業法第17条の2第2項）に基づき、解消しなければならない。

2-2. 下水道使用料の基本的な考え方

・公正妥当な使用料設定

下水道使用料は「公正妥当なものでなければならず、かつ、能率的な経営の下における適正な原価を基礎とし、地方公営企業の健全な運営を確保することができるものでなければならない」（地方公営企業法第21条第2項）とされている。

また、独立採算制の原則の下、下水道整備の推進と適切な維持管理を図るため、下水道法では、下水道の基本的性格等に対応した国、地方公共団体及び使用者の適正な費用負担について、基本的な考え方を次のとおりまとめている。

・使用料の基本原則

使用料とは、下水道事業の管理運営に係る経費のうち、私費で負担すべき経費を回収するために使用者から徴収するものである。（下水道法第20条に規定）

また、使用料が「下水の量及び水質その他使用者の使用の態様に応じて妥当なものであること」等（下水道法第20条第2項各号）が、水道料金と同様に使用料規定に定めるべき条件として求められている。

・今後の使用料体系（方向性）

下水道事業は、営業上の費用と健全な経営を維持するために必要な原価を使用料対象経費とする総括原価主義に基づき使用料の設定が行われている。

使用料体系は、公費及び私費の負担区分に基づき算定された使用料対象経費を、個々の使用者に対してどのように配分し、負担させるかということを体系化したもので、使用実態の量的及び質的差異に対応した合理的なものとなっている。

一般には、個々の使用者をいくつかの使用者群に分け、それぞれの使用実態に応じて使用料対象経費を配賦する個別原価主義に基づき、使用料体系を設定している。

具体的な使用料体系の設定では、排水需要の実態、下水道事業の実情等を十分に勘案して行うことが適当であり、その場合において、事業の安定した収支の均衡を保つことに特に留意すべきであり、排水需要の予測、使用料改定後の排水の態様の変動等を十分に考慮する必要がある。

2-3. 下水道事業の経営状況（見通し）

・財政収支の見通し

収益的収支（営業活動にかかる収支）は、下水道の普及拡大に向けて集中的に整備を行ったことから、事業費用が事業収益を上回っており、平成30年度は純損失54,959千円の赤字決算となっている。

しかしながら、経営戦略の計画期間（平成29年度から令和10年度まで）に実施する下水処理場統合整備事業の経費削減による大幅な収支改善が図られる見込みであるため、令和9年度以降に収支の均衡を保つことができる。

以上により、財政収支は、50年間の長期的な視野に立ってみると、収益的収支は黒字に転じ、その後累積欠損金も解消に向かうこと、投資額の減少に伴い企業債の借入れが減少することから、資金残高は増加するなど、安定経営に向かう見通しである。

・使用料改定

平成30年度は収支均衡を維持できていないが、前述のとおり、累積欠損金は解消に向かい、資金残高は将来に渡り増加する見込みであるため、令和9年度以降は収支均衡を維持できる見通しである。

これらの収支状況に応じて、事業運営に不足する資金を補填するために一般会計から繰り入れている税金も次第に不要となり、段階的に減少することから、以後は、独立採算制に基づいた健全経営が見込まれる。

したがって、喫緊の使用料改定は必要ないと考える。

2-4. 附帯意見

長期的な視野に立って事業の持続性を検討した結果、令和9年度以降は収支均衡を維持できるようになり、健全経営に向かう見通しであることから、喫緊の下水道使用料改定は必要ないと考える。

しかし、下水処理場統合整備事業の大型投資を進めながらの経費削減による収支改善を図る経営戦略であり、累積欠損金の解消など、課題も残っていることから、安定した健全経営に向け、以下の点について意見を附す。

1 定期的な下水道使用料の見直しについて

喫緊の下水道使用料の改定は必要ないとするものの、独立採算制の原則と経費の負担区分を示す「雨水公費・汚水私費の原則」があり、また、今後の経営改善の状況を適切に見極めていく必要があるため、本市下水道ビジョンに基づき、引き続き4年ごとに適正な使用料見直しの検討に努められたい。

2 下水処理場統合整備事業の実施について

下水処理場統合整備事業を進める中で、一時的な投資額の増加や企業債の発行による支払利息など、経費の増加はやむを得ないが、国の補助制度を有効活用するとともに、経費削減の効果が十分に得られるよう、計画期間内の完了に努められたい。

3 健全経営の取組みについて

下水処理場統合整備事業完了後の経費削減効果に大いに期待するところであるが、水道事業と同様に近隣市町との広域連携のほか、さらなる民間活力の利用、第三者委託による官民連携の検討など、今後も経費の削減や収益の確保について検討し、下水道事業が健全経営に向かうよう、引き続き努められたい。

4 計画的な施設等の更新について

汚水管渠、マンホールポンプ場及び処理場（せせらぎ東条）の長寿命化を推進し、アセットマネジメントの導入により、更新費用の平準化を図るなど、計画的な施設更新や災害対策を着実に実施されたい。

5 住民への周知について

下水道に対する利用者の理解が正しく得られるよう、引き続き、情報公開、広報活動を推進するとともに、下水道未接続者に対する普及啓発に取組み、使用料収入の確保に努められたい。

以 上

おわりに

上下水道事業は、市民生活を支える重要な社会資本であり、市民の安全・安心のため、必要な施設整備と維持管理を適切に実施し、安定したサービスを将来に渡り提供することが重要である。そのため、両事業ともに顕在化する老朽施設等の更新や耐震化対策、人口減少等による料金収入及び使用料収入の減少といった課題に対応していくためには、平成31年3月に策定した加東市水道ビジョン、下水道ビジョン及び経営戦略で示す投資・財政計画の着実な推進が必要である。

水道事業は、本審議会において、水道ビジョンの施策目標「安全・安心でおいしい水の供給」、「強靱な水道の構築」、「持続性の確保」に向けて、統合浄水場整備事業をはじめとする老朽管路の更新・施設等の耐震化は待ったなしとの認識のもと、長期的な視野に立った場合には、水道料金の改定はやむを得ないとの意見が多数を占めた。

一方で、投資・財政計画を50年間の長期でみると、広域化・共同化や官民連携など、不確定要素が多いことから、中期経営計画で、より具体的に精査していくのが妥当であり、その上で、大幅な料金改定は、市民生活に及ぼす影響が大きいと、実際の改定率は、財政計画の財源構成を見直すなど、将来の市民負担となる企業債と現役負担となる料金とのバランスを熟慮したものでなければならないという意見もあった。

上記を踏まえ、コスト縮減等さらなる経営の効率化を実施していくとともに、料金体系のあり方については、増加する単身世帯への対応や大口使用者が減退しないための工夫等、本市の実情に応じたものとなるよう継続的な検討を期待するものである。

下水道事業は、経費削減による経営改善を図ることで、50年間の投資・財政計画において、令和9年度以降に収支均衡を維持できる見通しである。これにより、将来投資に備えた資金は十分に確保されることから、累積した赤字は解消に向かい、一般会計に過度に依存しない健全経営が見込まれる。

仮に、現在の累積赤字を解消し、繰入金に依存しない経営を進めるため、下水道使用料を喫緊に引き上げた場合は、その後の経営改善による引き下げを短期間で実施せざるを得なくなることが想定できた。このように、使用料が喫緊の改定により頻繁に上下するのは、市民にとって望ましいことではないし、期間的負担の公平に配慮する観点からも、現時点での使用料改定は必要ないとの結論に至り、異論はなかった。

今後は、下水処理場統合整備事業をはじめ、施設等の長寿命化による改築更新事業の継続的な実施とアセットマネジメントの導入により、経営改善を着実に推進しなければならない。また、施設維持のためのコストは、広域化・共同化や民間活用による事業運営の効率化を進めることにより、その削減を図ることが求められる。

総括として、事業の持続性を確認するため、将来の更新需要を長期的な視野に立って検討したことは、人口減少等による収入減少や老朽施設等の更新事業費の増加が懸念されている中、先を見据えた大変有意義な取組であったと考える。ただし、水道料金の改定案は、本審議会で検討した結果ではあるが、改定については、必要な事業費が確保される範囲内において、今後の決算見通しや社会経済状況を十分に見極めながら、慎重かつ柔軟に判断されたい。

加えて、水道料金、下水道使用料をあわせて改定する場合は、上下水道全体での市民負担について検証することにも留意されたい。

最後に、事業の持続性を確保するため、本答申で示した検討結果を踏まえ、今後の事業経営に取り組まれない。

加東市水道事業及び下水道事業運営審議会 審議経過

回 数	開催日時・場所	協議事項等
令和元年度		
第 1 回	令和元年 7 月 29 日（月） 14：00～ 加東市役所 3 階 302 会議室	・ 諮問 ・ 現行の水道料金について ・ 現行の下水道使用料について
第 2 回	令和元年 10 月 7 日（月） 14：00～ 加東市役所 3 階 301 会議室	・ 財政シミュレーション結果による収支見通しについて
第 3 回	令和元年 11 月 29 日（金） 14：00～ 加東市役所 3 階 301 会議室	・ 水道料金体系の検討について
第 4 回	令和 2 年 1 月 21 日（火） 14：00～ 加東市役所 3 階 301 会議室	・ 答申（案）の審議
第 5 回	令和 2 年 3 月 23 日（月） 14：00～ 加東市役所 3 階 302 会議室	・ 答申（最終案）の取りまとめ

加東市水道事業及び下水道事業運営審議会 委員名簿

区 分	審議会 役 職	所属等	氏 名	任 期
学識経験を有する者	会 長	大阪商業大学 総合経営学部教授	梅野 巨利	・ R1. 7. 19～ 在任中
		近畿税理士会 社支部	小倉 康	・ R1. 7. 19～ 在任中
	会長職務 代理者	近畿税理士会 社支部	神田 耕司	・ R1. 7. 19～ 在任中
関係団体から 推薦された者		加東市消費者協会	井上 益子	・ R1. 7. 19～ 在任中
		加東市区長会	西村 昭三	・ R1. 7. 19～ 在任中
		加東市商工会	吉田 伊佐見	・ R1. 7. 19～ 在任中
一般公募による市民			村野 ひろみ	・ R1. 7. 19～ 在任中
			山上 美佳	・ R1. 7. 19～ 在任中
市長が必要と 認める者		加東市まちづくり 推進市民会議委員	村上 加奈子	・ R1. 7. 19～ 在任中
		加東市総務財政部 部長	堀内 千稔	・ R1. 7. 19～ 在任中

※所属等は委員就任時現在のもの
(区分単位で 50 音順、敬称略)

資料 2

経営比較分析表（平成30年度決算）

令和 2 年 3 月 23 日

加東市 上下水道部

1	はじめに	P 1
2	水道事業	P 2
3	下水道事業	P 3～6
	（公共下水道事業）	P 3
	（特定環境保全公共下水道事業）	P 4
	（農業集落排水事業）	P 5
	（小規模集合排水処理事業）	P 6

1. はじめに

経営比較分析については、総務省が平成 27 年度から進めている「公営企業の見える化の推進」の一環として、経営及び施設の状況を示す「経営比較分析表」を策定・公表するもので、この「経営比較分析表」は、本市の経営の現状・課題を的確に把握することだけでなく、経年比較や他の地方公共団体等との比較を行い、住民や議会とともに各事業のあり方を十分に議論することに活用するものです。

総務省が取りまとめる「経営比較分析表」の対象事業は、上下水道事業では、全国で公営企業として実施されている水道事業と下水道事業のうち、一般会計等で実施されているものを除く事業となっているため、コミュニティ・プラント事業は全国類似団体との比較が実施されていないことから対象外となっています。

2 水道事業

経営比較分析表（平成30年度決算）

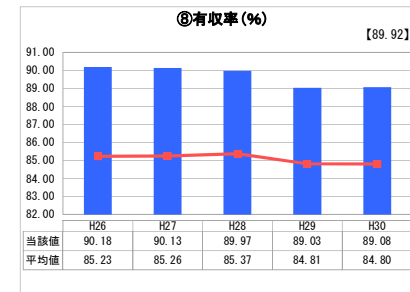
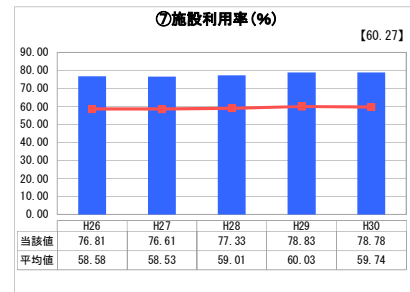
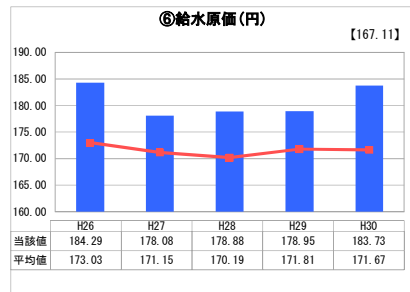
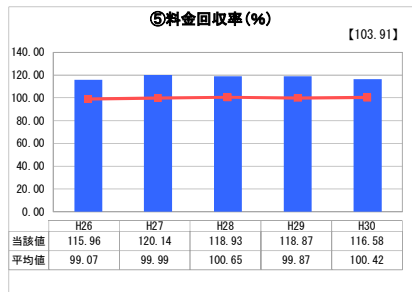
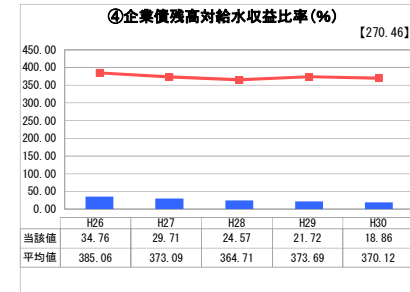
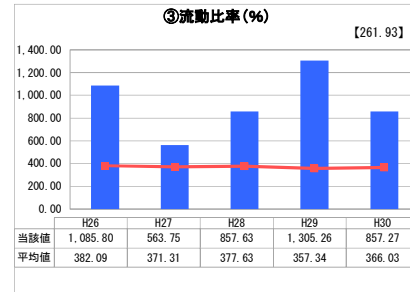
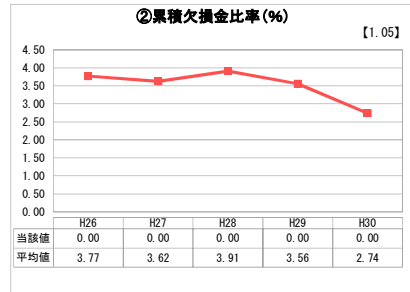
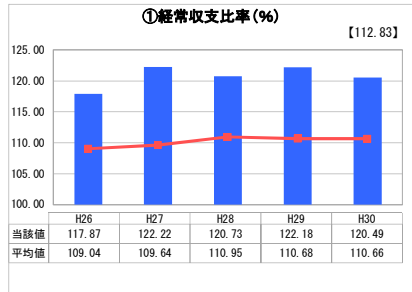
兵庫県 加東市

業務名	業種名	事業名	類似団体区分	管理者の情報
法適用	水道事業	末端給水事業	A5	非設置
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	1か月20m ³ 当たり家庭料金(円)	
-	96.42	99.26	3,661	

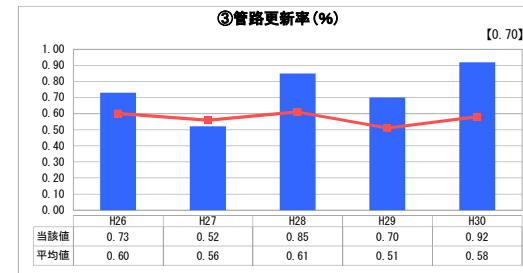
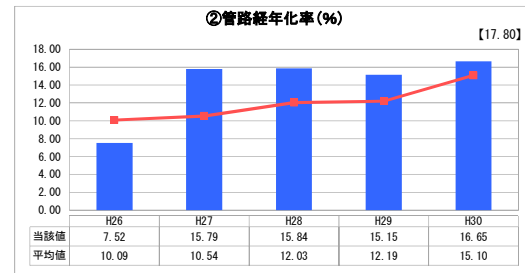
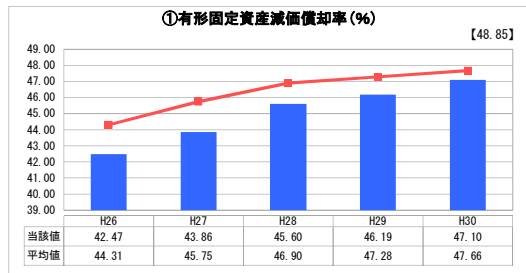
人口(人)	面積(km ²)	人口密度(人/km ²)
40,187	157.55	255.07
現在給水人口(人)	給水区域面積(km ²)	給水人口密度(人/km ²)
39,752	97.11	409.35

グラフ凡例	
■	当該団体値（当該値）
—	類似団体平均値（平均値）
【	平成30年度全国平均

1. 経営の健全性・効率性



2. 老朽化の状況



分析欄

1. 経営の健全性・効率性について

①経常収益は微増したが、経常費用のうち、修繕費と資産減耗費が増加したことにより、1.69ポイント減少となった。

②給水収益の減少や耐用年数を経過した資産の更新に係る費用の増加等が予測されるため、健全経営を維持する必要がある。

③流動比率は100%を大幅に超えており、短期的な債務に対する支払能力はある。

④自己資金及び補助金を活用し、事業執行を行っているため、企業債残高は減少している。

⑤料金回収率は100%を超えているが、今後増加が見込まれる更新需要への財源確保も見据えて適切な料金を検討する必要がある。

⑥給水原価は、更新需要の増加に応じて増加している。類似団体と比較するとわずかに高く、さらなる経営改善に向けた維持管理費の削減に努める。

⑦施設利用率は、類似団体と比較すると高く、効率的に施設を運営しながら、不測の事態に備えて30%程度の余力を残した状態を維持している。

⑧有収率は、堅調に推移しており、効率よく安定した水の供給ができています。

2. 老朽化の状況について

①資産全体に対する耐用年数を経過した資産の割合は上昇しており、全国平均及び類似団体とほぼ同水準である。法定耐用年数を経過した後、直ちに更新するのではなく、重要度等を判断しながら計画的に更新を行い、事業の効率化を図る。

②③管路経年化率及び管路更新率は全国平均及び類似団体とほぼ同水準であり、実経年数を考慮して計画的に更新を行っていく。

全体総括

老朽化施設に多額の更新費用が必要となる一方、将来の人口減少予測や節水意識の向上等により、料金収入の減少が見込まれる。

このため、定期的に適正な料金を見直すなど、収益確保に努めるとともに、アセットマネジメントの実施による運営基盤の強化を図る。

引き続き、当市水道ビジョン及び経営戦略に掲げた施策目標「安全」「強靱」「持続」の達成に向けて、中長期的な視点に立ち、効率的かつ効果的に事業を管理運営する。

3 下水道事業

経営比較分析表（平成30年度決算）

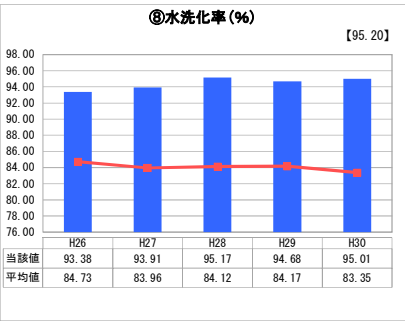
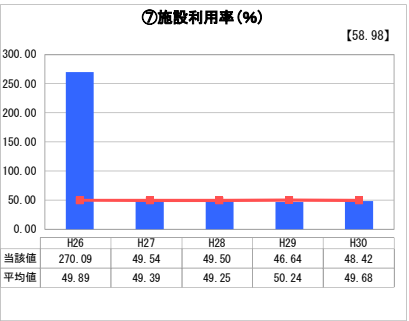
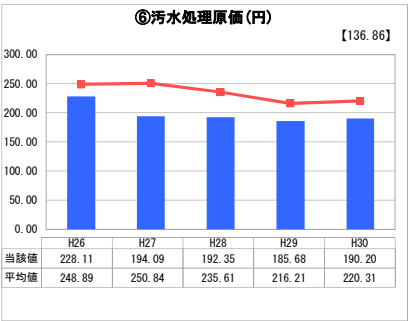
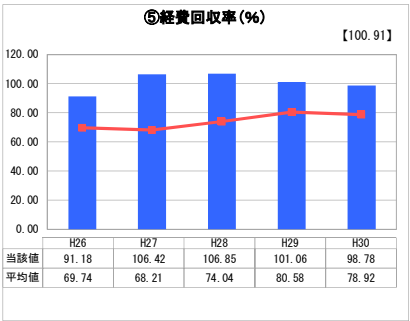
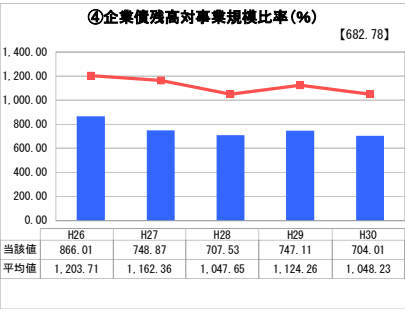
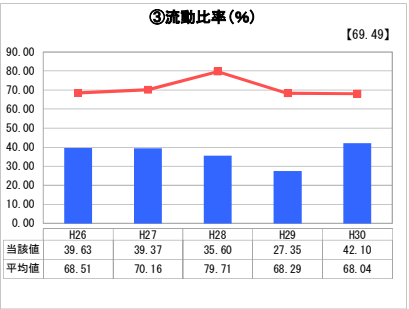
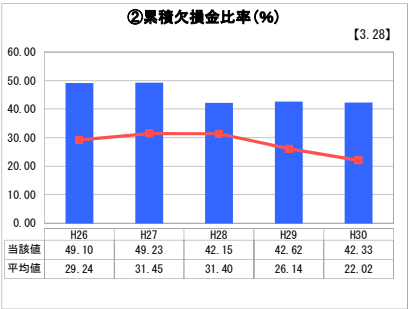
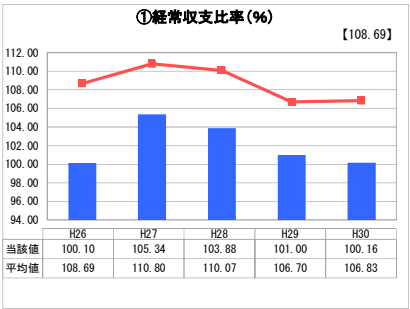
兵庫県 加東市

業務名	業種名	事業名	類似団体区分	管理者の情報
法適用	下水道事業	公共下水道	Cd2	非設置
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)	1か月20m ³ 当たり家庭料金(円)
-	60.41	62.03	88.83	3,089

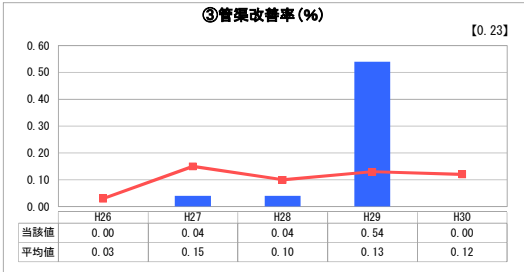
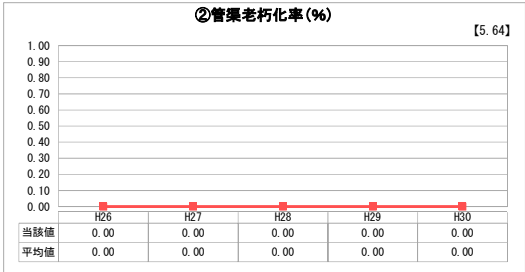
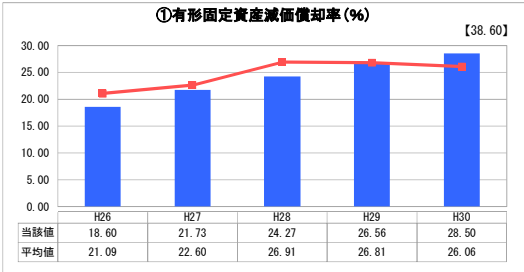
人口(人)	面積(km ²)	人口密度(人/km ²)
40,187	157.55	255.07
処理区域内人口(人)	処理区域面積(km ²)	処理区域内人口密度(人/km ²)
24,843	11.65	2,132.45

グラフ凡例
■ 当該団体値（当該値） — 類似団体平均値（平均値） 【】 平成30年度全国平均

1. 経営の健全性・効率性



2. 老朽化の状況



分析欄

1. 経営の健全性・効率性について

①経常収支比率は100%を超えているものの、収益のうち、会計補助金が減少し、委託料等の費用が増加したことなどにより、前年度と比較すると0.84ポイント減少している。今後も水洗化率の向上及び維持管理費の削減により事業の効率化を図る必要がある。

②使用料収入は、当市人口ビジョンによる人口減少予測に基づき、減少すると見込んでおり、維持管理費の削減等により黒字化を図ることで、累積欠損金を解消する必要がある。

③流動比率は、流動負債の建設改良費に充てられた企業債の償還が減少しているため、14.75ポイント増加している。一般会計からの繰入金による経営補助を受けて年間を通じた資金繰りを行っているため、定期的に適正な使用料見直しを検討するとともに、国の支援制度を有効活用するなど、計画的な更新投資に備えた財源確保が必要である。

④企業債残高は減少傾向にあるが、今後の更新投資を見据えた財源確保が必要である。計画的かつ適正な投資を目指し、適正規模で企業債を利用する必要がある。

⑤経費回収率は、下水処理場統合整備事業にかかる計画定委託料が増加したことにより、2.28ポイント減少している。引き続き、処理場統合等により経費の節減に努め、さらなる経営の健全化を図る必要がある。

⑥汚水処理原価は類似団体と比較すると低いが、今後も計画的な投資や維持管理費の節減により、一層の効率化を図る必要がある。

⑦施設利用率は流域下水道に接続する処理区を除いた単独公共下水道（1処理場）の指標である。全国平均と比較すると1.26ポイント低いが、公共下水道以外の処理場を流域下水道と単独公共下水道に接続する下水処理場統合整備事業を進めることで、当市の実情に応じた規模での施設利用率を目指す。

⑧水洗化率の変動はほぼ横ばいとなっており、今後も未接続調査による現状把握に努め、水洗化の啓発を行う。

2. 老朽化の状況について

①資産全体に対する耐用年数を経過した資産の割合は上昇しているため、ストックマネジメント手法を用いて、計画的に施設の長寿命化を図る必要がある。

②③法定耐用年数を超えた管渠はなく、管渠更新等は実施していないが、今後はさらなる老朽化に対応するため、計画的に改築更新を行う必要がある。

全体総括

下水道基盤整備が短期間で行われたことにより、その財源である企業債の償還が多くなっており、収益で賄いきれない支出を一般会計からの繰入金で補填している。今後は、将来の人口減少予測や節水意識の向上等による水需要の低下が懸念され、使用料収入の減少が見込まれるため、定期的に適正な使用料見直しの検討を進める。

引き続き、当市下水道ビジョン及び経営戦略に掲げた施策目標「持続」と「リスクの抑制」の達成に向けて、下水処理場統合整備事業等の具体的施策に取り組み、維持管理費を節減するなど、事業の効率化を図ることにより、経営の健全化を目指す。

※ 「経常収支比率」、「累積欠損金比率」、「流動比率」、「有形固定資産減価償却率」及び「管渠老朽化率」については、法非適用企業では算出できないため、法適用企業のための類似団体平均値及び全国平均を算出しています。

経営比較分析表（平成30年度決算）

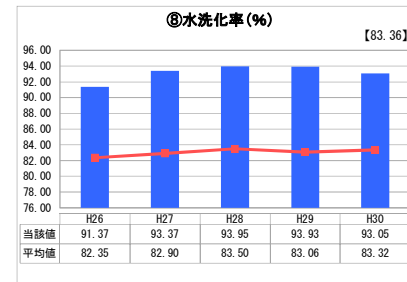
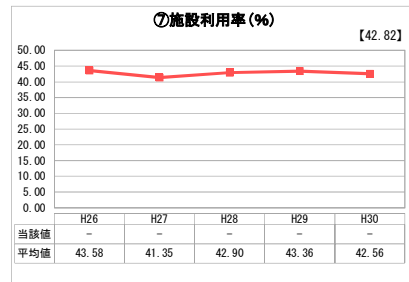
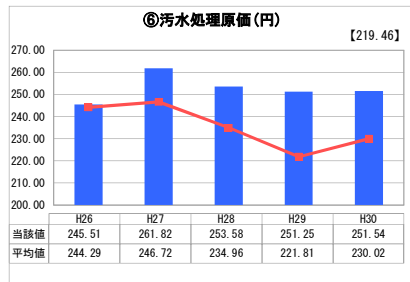
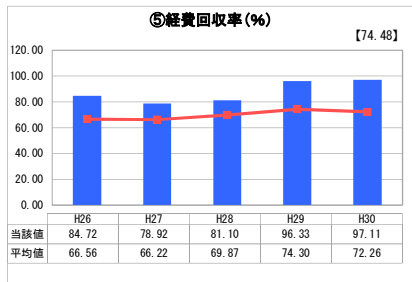
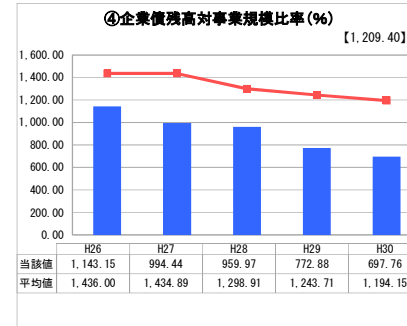
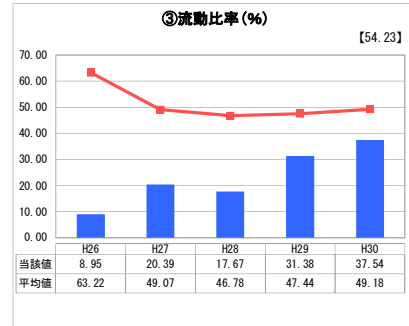
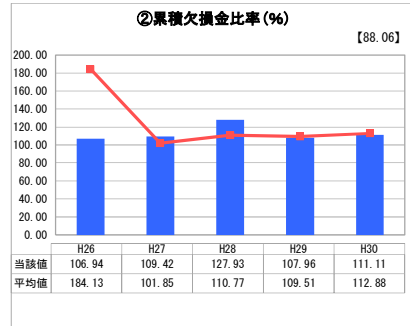
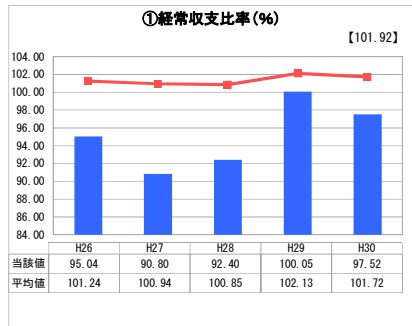
兵庫県 加東市

業務名	業種名	事業名	類似団体区分	管理者の情報
法適用	下水道事業	特定環境保全公共下水道	D2	非設置
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)	1か月20m ³ 当たり家産料金(円)
-	52.12	23.43	86.85	3,089

人口(人)	面積(km ²)	人口密度(人/km ²)
40,187	157.55	255.07
処理区域内人口(人)	処理区域面積(km ²)	処理区域内人口密度(人/km ²)
9,382	7.13	1,315.85

グラフ凡例
■ 当該団体値（当該値）
— 類似団体平均値（平均値）
【】 平成30年度全国平均

1. 経営の健全性・効率性



分析欄

1. 経営の健全性・効率性について

①経常収支比率は収益のうち、他会計補助金が減少し、委託料などの費用が増加したことなどにより、前年度と比較すると、2.98ポイント減少し、100%を下回っている。一般会計からの繰入金が多くを占めており、水洗化率の向上及び維持管理費の節減により事業の効率化を図る必要がある。

②使用料収入は、当市人口ビジョンによる人口減少予測に基づき、減少すると見込んでおり、維持管理費の削減等により黒字化を図ることで、累積欠損金を解消する必要がある。

③流動比率は、工事未払金の支払いに備えた流動資産の現金預金が増加しているため、6.16ポイント増加している。一般会計からの繰入金による経営補助を受けて年間を通じた資金繰りを行っているため、定期的に適正な使用料見直しを検討するとともに、国の支援制度を有効活用するなど、計画的な更新投資に備えた財源確保が必要である。

④企業債残高は減少傾向にあるが、今後の更新投資を見据えた財源確保が必要である。計画的かつ適正な投資を目指し、適正規模で企業債を利用する必要がある。

⑤経費回収率は使用料収入が微増したことにより0.78ポイント増加し、100%に近づきつつあるが、経費の節減と更新投資等に係る財源確保に努めて、さらなる経営の健全化を図る必要がある。

⑥汚水処理原価は類似団体と比較すると高く、計画的な投資や維持管理費の節減により、効率化を図る必要がある。

⑦特定環境保全公共下水道の処理施設は保有していない。

⑧水洗化率の変動はほぼ横ばいになっており、未接続調査による現状把握に努めて、引き続き水洗化の啓発を行う。

2. 老朽化の状況について

①資産全体に対する耐用年数を経過した資産の割合は上昇しているため、ストックマネジメント手法を用いて、計画的に施設の長寿命化を図る必要がある。

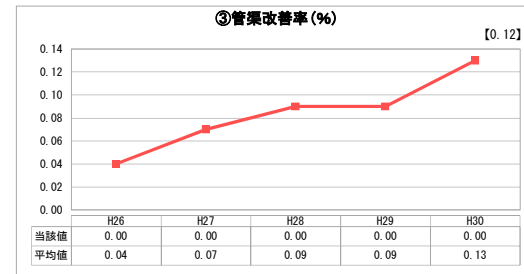
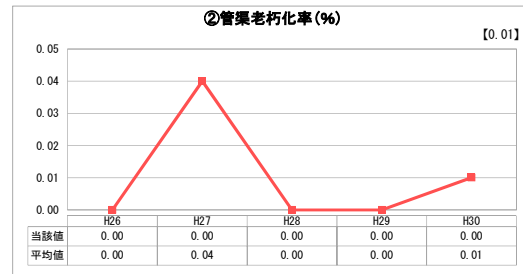
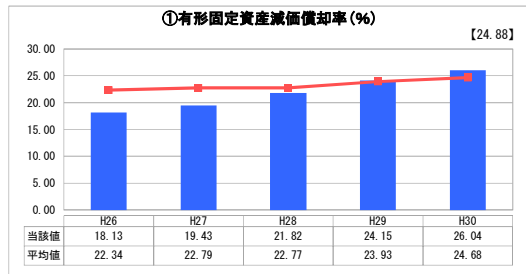
②③下水道事業に着手して30年余りしか経過していないため、法定耐用年数を超えた管渠はないが、今後の老朽化に対応するため、計画的に改築更新を行う必要がある。

全体総括

下水道基盤整備が短期間で行われたことにより、その財源である企業債の償還が多くなっており、収益で賄いきれない支出を一般会計からの繰入金で補填している。今後は、将来の人口減少予測や節水意識の向上等による水需要の低下が懸念され、使用料収入の減少が見込まれるため、定期的に適正な使用料見直しの検討を進める。

引き続き、当市下水道ビジョン及び経営戦略に掲げた施策目標「持続」と「リスクの抑制」の達成に向けて、下水処理場統合整備事業等の具体的施策に取り組み、維持管理費を節減するなど、事業の効率化を図ることにより、経営の健全化を目指す。

2. 老朽化の状況



※ 「経常収支比率」、「累積欠損金比率」、「流動比率」、「有形固定資産減価償却率」及び「管渠老朽化率」については、法非適用企業では算出できないため、法適用企業のための類似団体平均値及び全国平均を算出しています。

経営比較分析表（平成30年度決算）

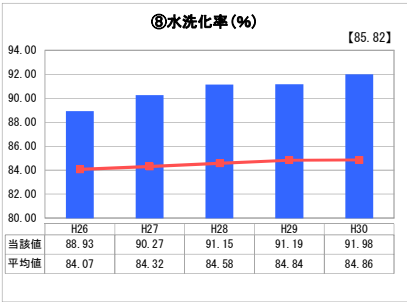
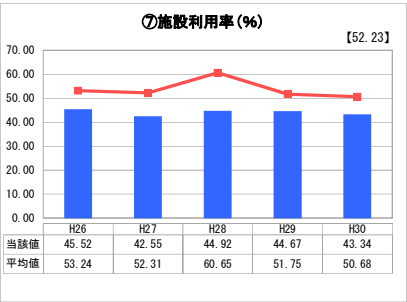
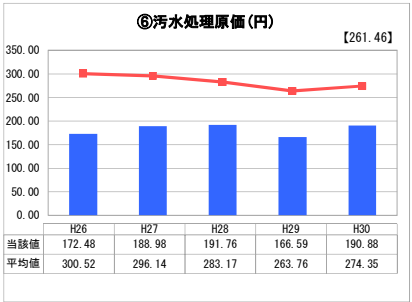
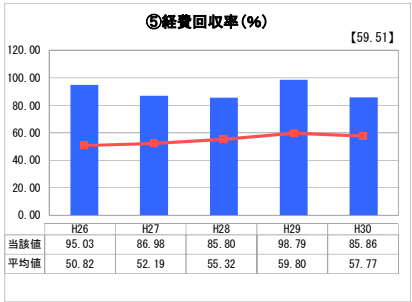
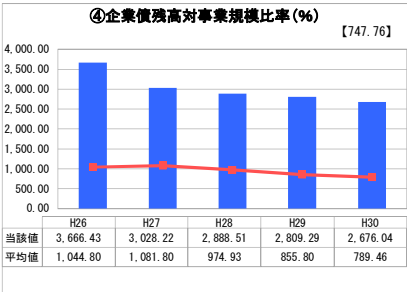
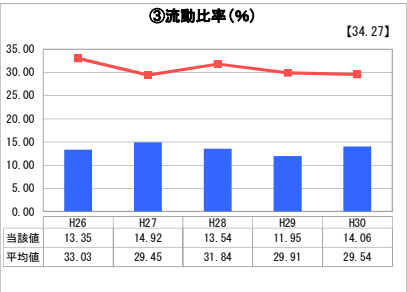
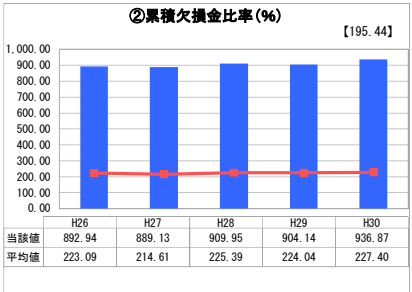
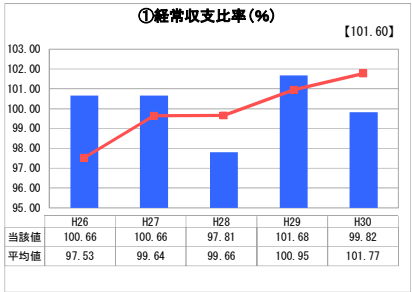
兵庫県 加東市

業務名	業種名	事業名	類似団体区分	管理者の情報
法適用	下水道事業	農業集落排水	F2	非設置
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)	1か月20m ³ 当たり家産料金(円)
-	40.10	7.78	94.02	3,089

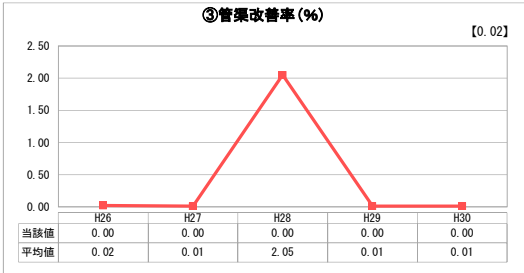
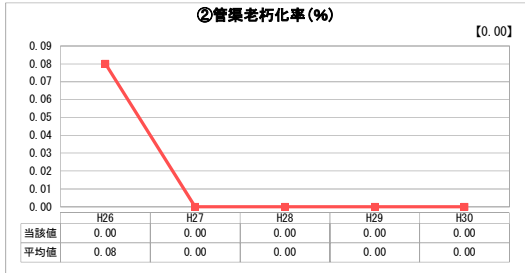
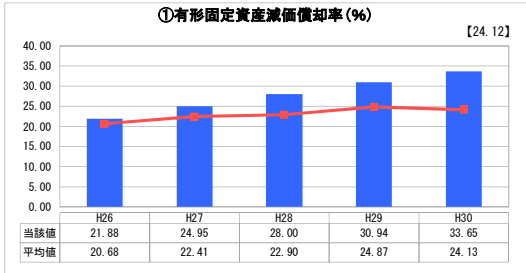
人口(人)	面積(km ²)	人口密度(人/km ²)
40,187	157.55	255.07
処理区域内人口(人)	処理区域面積(km ²)	処理区域内人口密度(人/km ²)
3,116	1.07	2,912.15

グラフ凡例
■ 当該団体値（当該値）
— 類似団体平均値（平均値）
【 平成30年度全国平均

1. 経営の健全性・効率性



2. 老朽化の状況



分析欄

1. 経営の健全性・効率性について

①経常収支比率は収益のうち、使用料及び他会計補助金が減少したことにより、前年度と比較すると1.86ポイント減少し、100%を下回っている。経常収益は、一般会計からの繰入金が多くを占めており、水洗化率の向上及び維持管理費の節減により事業の効率化を図る必要がある。

②使用料収入は、当市人口ビジョンによる人口減少予測に基づき、減少すると見込んでおり、維持管理費の削減等により黒字化を図ることで、累積欠損金を解消する必要がある。

③流動比率は、工事未払金の支払いに備えた流動資産の現金預金が増加し、流動負債の建設改良費に充てられた企業債の償還が減少しているため、2.11ポイント増加しているが、100%を大きく下回っている。一般会計からの繰入金による経営補助を受けて年間を通じた資金繰りを行っているため、定期的に適正な使用料見直しを検討するとともに、今後の処理場施設の統合までの更新投資に備えた財源確保が必要である。

④企業債残高は減少傾向にあるが、処理場施設の統合までの更新投資に係る財源確保が必要である。

⑤経費回収率は100%未満であり、経費の節減と更新投資等に係る財源確保に努めて、経営の健全化を図る必要がある。

⑥汚水処理原価は類似団体と比較すると低いが、今後も計画的な投資や維持管理費の節減により、一層の効率化を図る必要がある。

⑦施設利用率は全国平均及び類似団体と比較すると低く、今後の公共下水道事業への編入に併せて適切な施設規模を目指す。

⑧水洗化率の変動はほぼ横ばいとなっており、未接続調査による現状把握に努めて、引き続き水洗化の啓発を行う。

2. 老朽化の状況について

①資産全体に対する耐用年数を経過した資産の割合は上昇しているため、今後の公共下水道事業への編入に伴う処理場施設の統合を勘案し、計画的に更新を行う必要がある。

②③下水道事業に着手して30年余りしか経過していないため、法定耐用年数を超えた管渠はないが、今後の老朽化に対応するため、事業編入する公共下水道事業において、当該事業の管渠更新計画も含めておく必要がある。

全体総括

下水道基盤整備が短期間で行われたことにより、その財源である企業債の償還が多額となっており、収益で賄いきれない支出を一般会計からの繰入金で補填している。今後は、将来の人口減少予測や節水意識の向上等による水需要の低下が懸念され、使用料収入の減少が見込まれるため、定期的に適正な使用料見直しの検討を進める。

引き続き、当市下水道ビジョン及び経営戦略に掲げた施策目標「持続」と「リスクの抑制」の達成に向けて、下水道処理場統合整備事業等の具体的施策に取り組み、維持管理費を節減するなど、事業の効率化を図ることにより、経営の健全化を目指す。

※ 「経常収支比率」、「累積欠損金比率」、「流動比率」、「有形固定資産減価償却率」及び「管渠老朽化率」については、法非適用企業では算出できないため、法適用企業のための類似団体平均値及び全国平均を算出しています。

経営比較分析表（平成30年度決算）

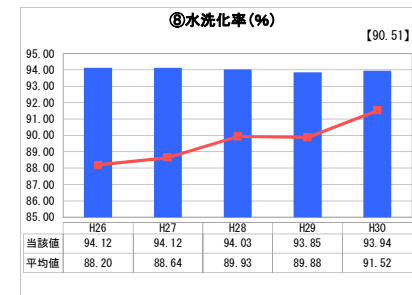
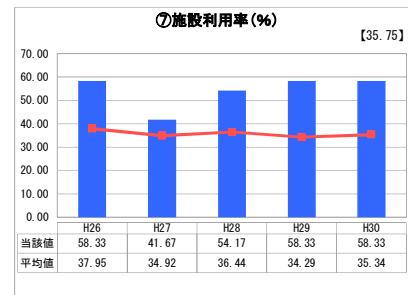
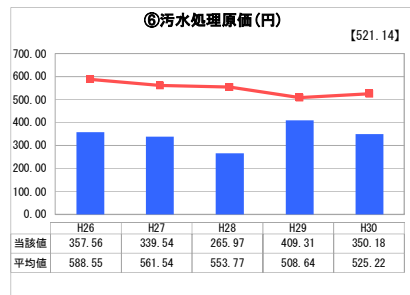
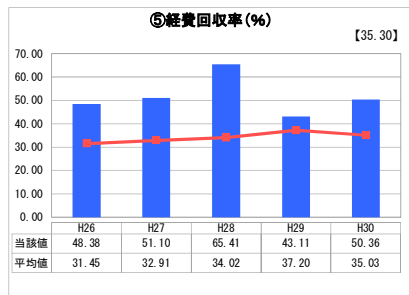
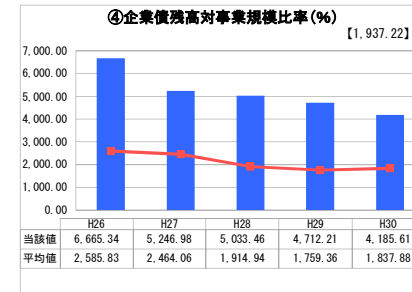
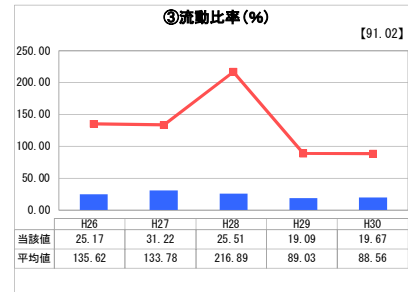
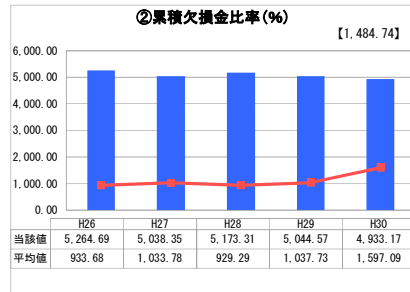
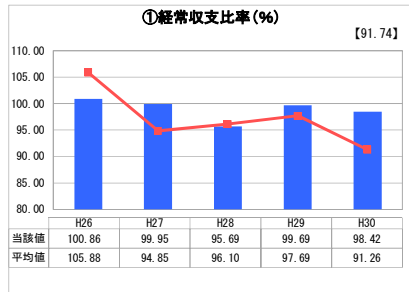
兵庫県 加東市

業務名	業種名	事業名	類似団体区分	管理者の情報
法適用	下水道事業	小規模集合排水処理	12	非設置
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)	1か月20m ³ 当たり家庭料金(円)
-	△9.58	0.16	94.44	3,089

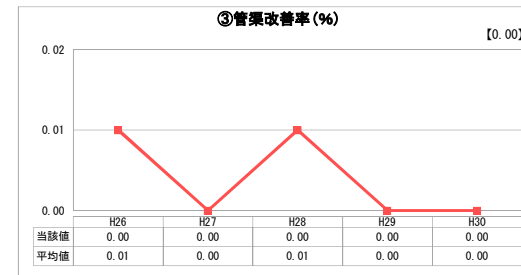
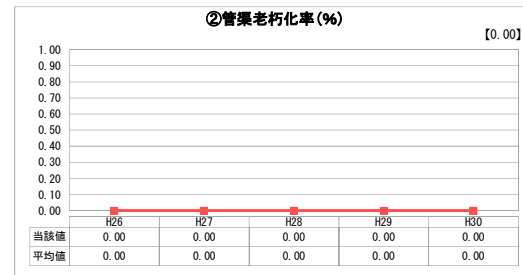
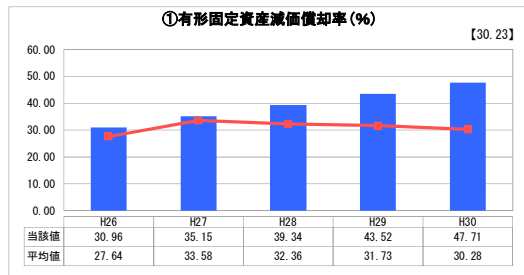
人口(人)	面積(km ²)	人口密度(人/km ²)
40,187	157.55	255.07
処理区域内人口(人)	処理区域面積(km ²)	処理区域内人口密度(人/km ²)
66	0.04	1,650.00

グラフ凡例
■ 当該団体値（当該値）
— 類似団体平均値（平均値）
【】 平成30年度全国平均

1. 経営の健全性・効率性



2. 老朽化の状況



分析欄

1. 経営の健全性・効率性について

①経常収支比率は収益のうち、他会計補助金が減少したことにより、前年度と比較すると1.27ポイント減少し、100%を下回っている。経常収益は一般会計からの繰入金が多くを占めており、水洗化率の向上及び維持管理費の節減により事業の効率化が必要である。

②使用料収入は、当市人口ビジョンによる人口減少予測に基づき、減少すると見込んでおり、維持管理費の削減等により黒字化を図ることで、累積欠損金を解消する必要がある。

③流動比率は未払金の支払いに備えた流動資産の現金預金が増加しているため、0.58ポイント増加しているが、100%を大きく下回っている。一般会計からの繰入金による経営補助を受けて年間を通じた資金繰りを行っているため、定期的に適正な使用料見直しを検討するとともに、今後は処理場施設の統合までの更新投資に備えた財源確保が必要である。

④企業債残高は減少傾向にあるが、処理場施設の統合までの更新投資に係る財源確保が必要である。

⑤経費回収率は100%未満であり、経費の節減と更新投資等に係る財源確保に努めて、経営の健全化を図る必要がある。

⑥汚水処理原価は類似団体と比較すると低いが、今後も維持管理費の節減により、一層の効率化を図る必要がある。

⑦施設利用率は全国平均及び類似団体と比較すると高いが、今後の公共下水道事業への編入に併せて、より適切な施設規模を目指す。

⑧水洗化率の変動はほぼ横ばいになっており、引き続き水洗化の啓発を行う。

2. 老朽化の状況について

①資産全体に対する耐用年数を経過した資産の割合は上昇しているため、今後の公共下水道事業への編入に伴う処理場施設の統合を勘案し、計画的に更新を行う必要がある。

②③下水道事業に着手して30年余りしか経過していないため、法定耐用年数を超えた管渠はないが、今後の老朽化に対応するため、事業編入する公共下水道事業において、当該事業の管渠更新計画も含めておく必要がある。

全体総括

下水道基盤整備が短期間で行われたことにより、その財源である企業債の償還が多くなっており、収益で賄いきれない支出を一般会計からの繰入金で補填している。今後は、将来の人口減少予測や節水意識の向上等による水需要の低下が懸念され、使用料収入の減少が見込まれるため、定期的に適正な使用料見直しの検討を進める。

引き続き、当市下水道ビジョン及び経営戦略に掲げた施策目標「持続」と「リスクの抑制」の達成に向けて、下水処理場統合整備事業等の具体的施策に取り組み、維持管理費を節減するなど、事業の効率化を図ることにより、経営の健全化を目指す。

※ 「経常収支比率」、「累積欠損金比率」、「流動比率」、「有形固定資産減価償却率」及び「管渠老朽化率」については、法非適用企業では算出できないため、法適用企業のための類似団体平均値及び全国平均を算出しています。

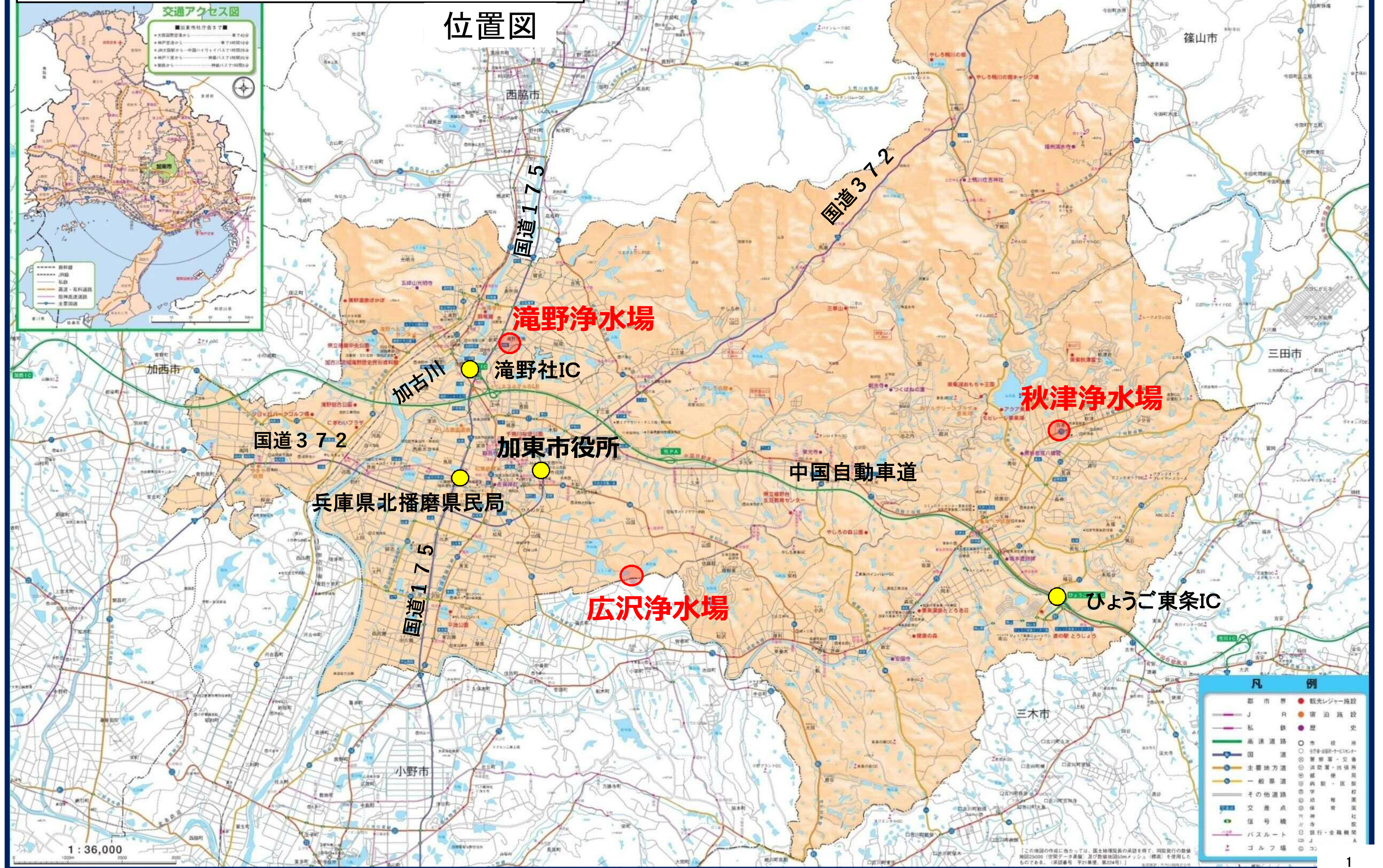
統合浄水場整備事業の進捗について

令和 2 年 3 月 23 日

加東市 上下水道部

統合浄水場整備事業の進捗について

位置図



統合浄水場整備事業の進捗について

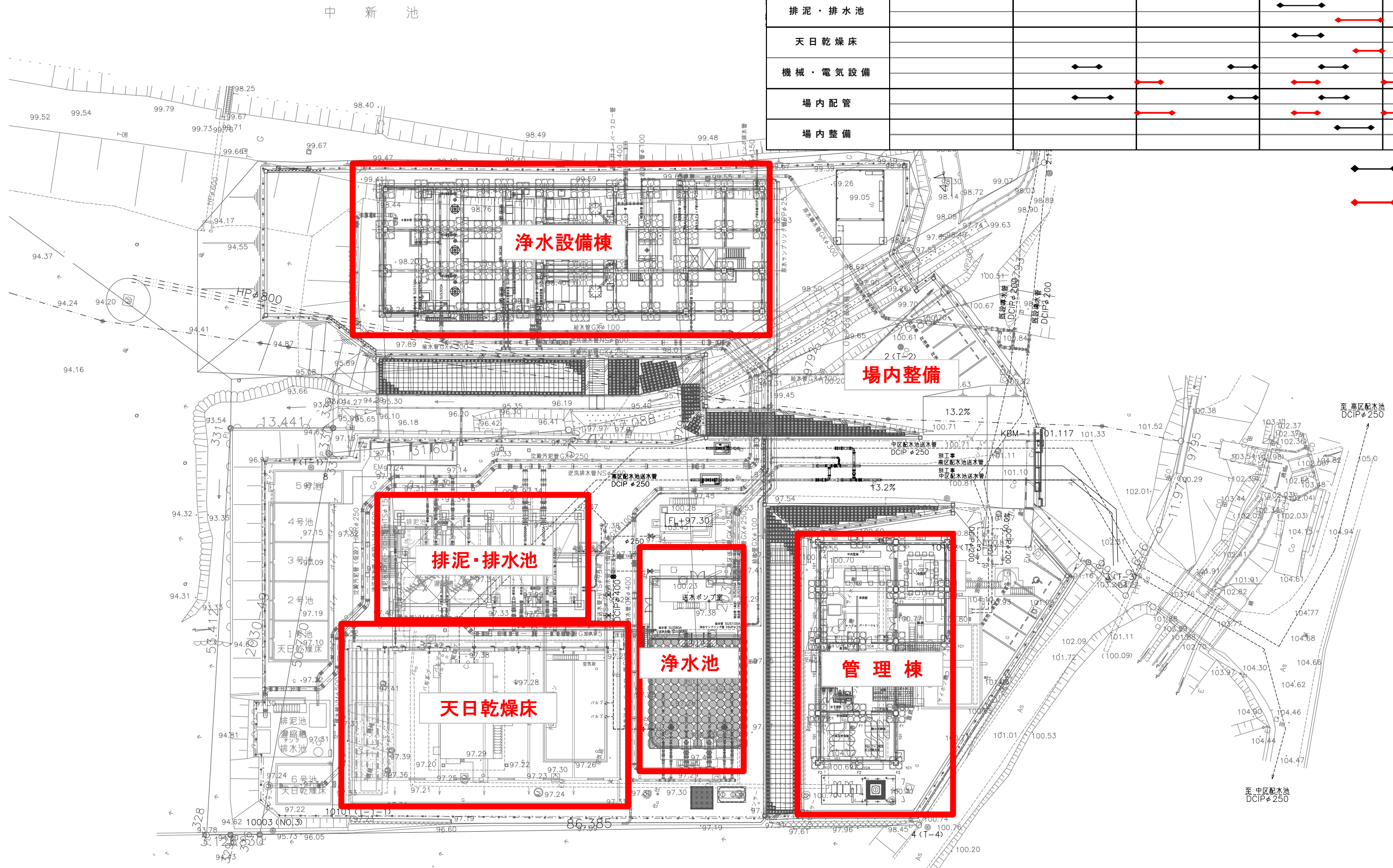
建設工事	2019 R01	2020 R02	2021 R03	2022 R04	2023 R05
浄水設備棟					
管理棟					
浄水池					
排泥・排水池					
天日乾燥床					
機械・電気設備					
場内配管					
場内整備					



 当初工程



 変更工程



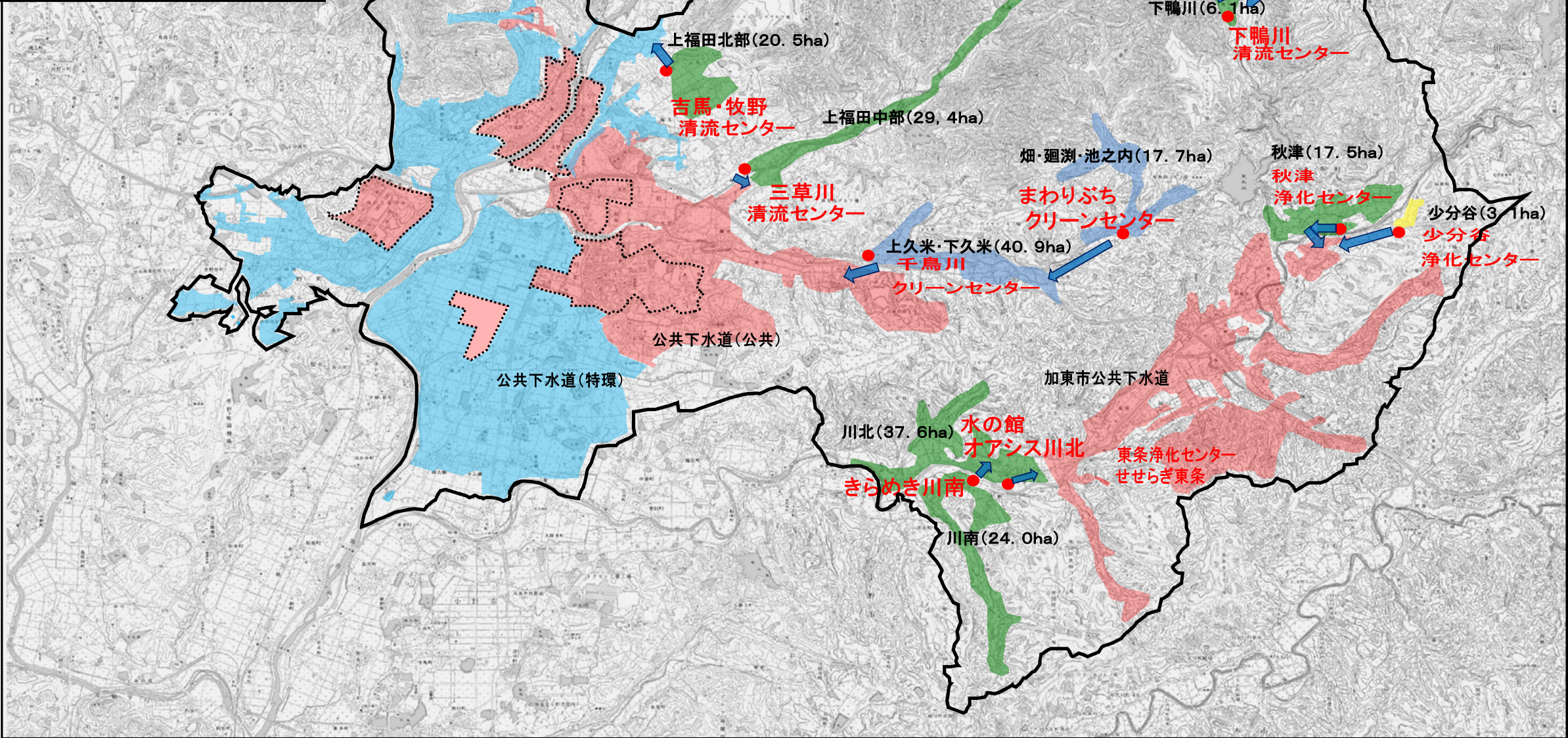
下水処理場統合整備事業の進捗について

令和 2 年 3 月 23 日

加東市 上下水道部

下水処理場統合整備事業の進捗について

凡 例	
	行政区域界
	公共下水道
	特定環境保全公共下水道
	農業集落排水 (154.8ha)
	コミュニティ・プラント (67.3ha)
	小規模集合排水処理 (3.1ha)

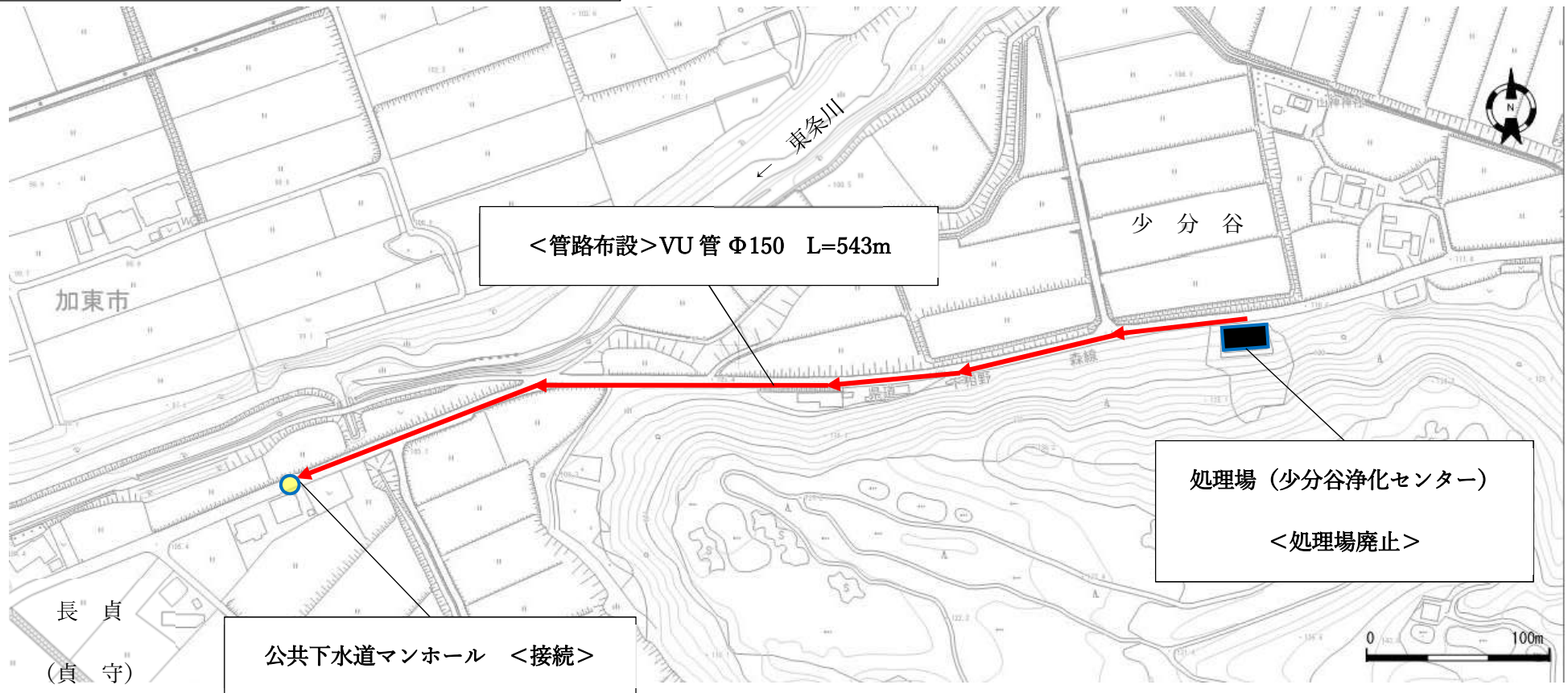


地 区	2019 R01	2020 R02	2021 R03	2022 R04	2023 R05	2024 R06	2025 R07	2026 R08	2027 R09	備 考
少分谷地区 (小規模集合排水処理) ①	設計	工事								
秋津地区 (農業集落排水) ②	設計	工事								
川北地区 (農業集落排水)		設計	工事							
川南地区 (農業集落排水)			設計	工事						
上福田北部地区 (農業集落排水)				設計	工事					
上福田中部地区 (農業集落排水)					設計	工事				
上鴨川地区 (農業集落排水)					設計	工事				
下鴨川地区 (農業集落排水) ③		工事				設計	工事			R02: 地元施工の舗装工事予定のため、先行埋設
上久米・下久米地区 (コミュニティ・プラント) ④	設計	工事								
畑・廻瀬・池之内地区 (コミュニティ・プラント)		設計	工事							
平木地区 (コミュニティ・プラント)							設計	工事		

下水処理場統合整備事業の進捗について

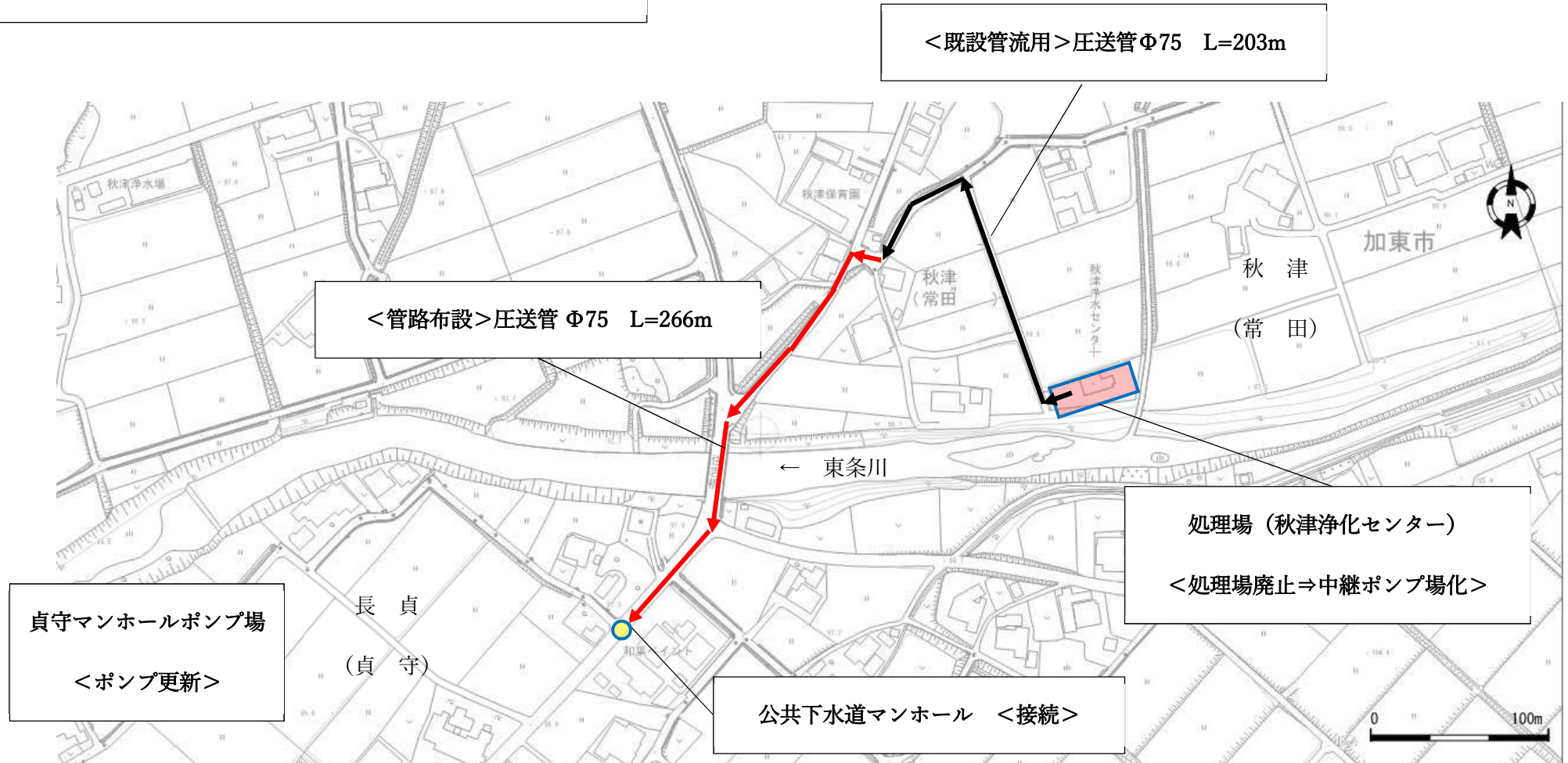
①少分谷地区<計画平面図>

マンホールポンプ場の新設・更新はなし



下水処理場統合整備事業の進捗について

②秋津地区<計画平面図>



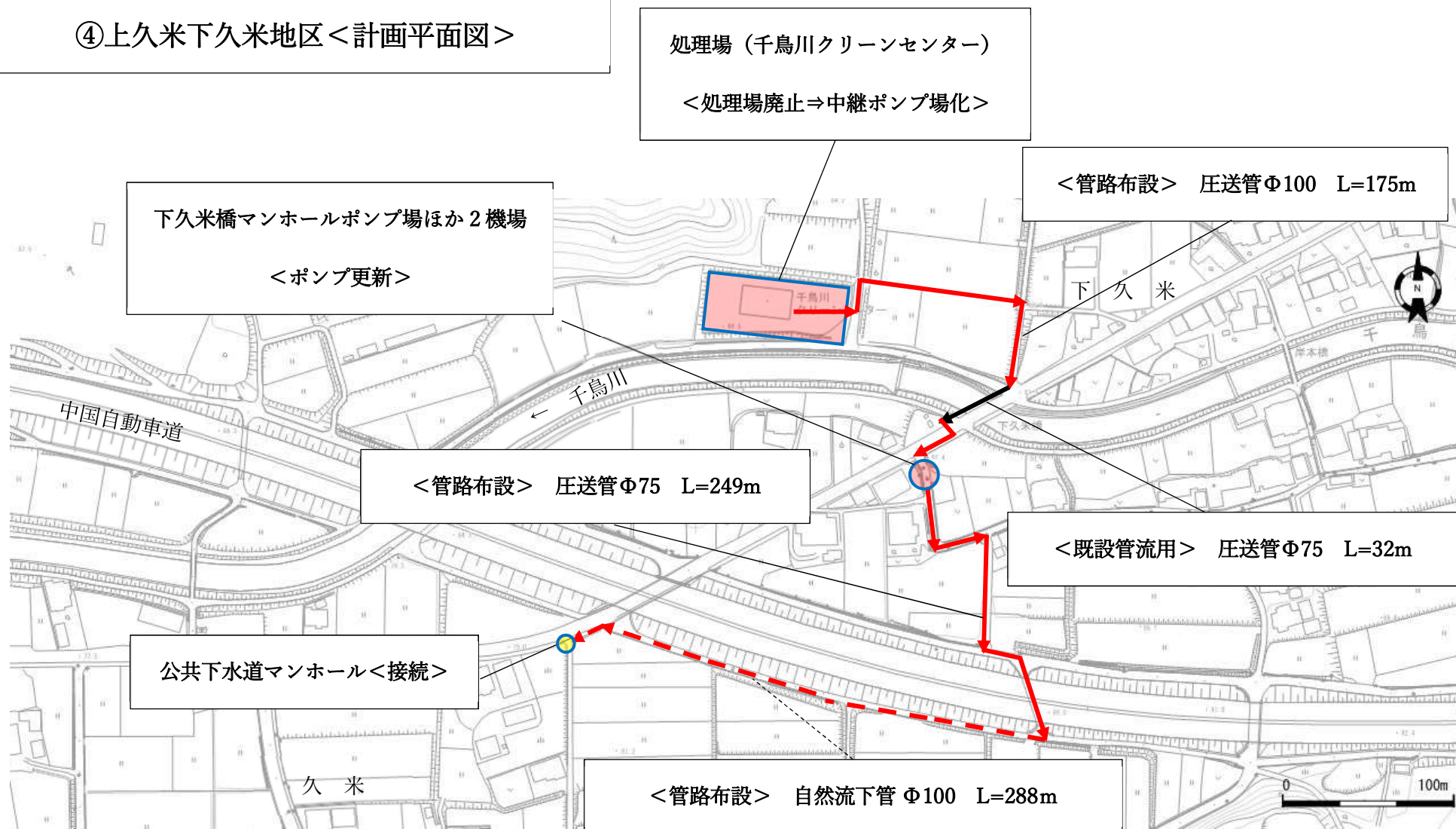
下水処理場統合整備事業の進捗について

③下鴨川地区<計画平面図>



下水処理場統合整備事業の進捗について

④上久米下久米地区<計画平面図>



資料No.	ページ	意見等

その他意見等

令和 2 年 4 月 6 日（月）までに提出いただけますようお願いいたします。

■お問い合わせ・提出先

〒673-1493 加東市社 50 番地
 加東市上下水道部管理課（庁舎 3 階）
 担当：阿江英俊
 TEL：0795-43-0533（直通）
 FAX：0795-43-0548
 E-Mail：jogesui-kanri@city.kato.lg.jp

意見書

別紙

令和元年度 第5回加東市水道事業及び下水道事業運営審議会 (R2.3.23開催)に関する意見等

委員名

資料No.	ページ	意見等